

体育館ご利用の皆様へ

いつも体育館をご利用いただき有難うございます。

さて、平成31年4月1日より体育館の利用料金の規定が下記のとおり変更されますので、平成31年4月1日以降の体育館予約をされる方は、ご留意ください。

《廃止となる利用料金》

区 分	変 更 前	変 更 後
大体育室 小体育室 会議室	専用使用で4時間以上連続して利用される場合は、4時間分から利用料金が半額となります。	廃止
各スポーツ種目別	月極会員（月単位の利用会員）の利用料金は、一般1,500円・中学生以下750円。（和泉市に在住・在勤・在学の方以外は、倍額。）	廃止

※トレーニング室及び槇尾川公園テニスコートに関する利用料金の変更はありません。

和泉市立市民体育館